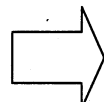

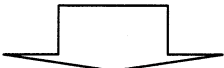


市第 4 号議案

横浜市市税条例等の一部改正

税目	主な改正項目	改正案の内容等																						
個人市民税	1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限延長 〔市税条例 附則第 12 条第 2 項〕	優良住宅地の造成や公的土地取得促進のために土地等を譲渡した場合、その譲渡による長期譲渡所得に係る所得割の特例の適用期限を平成 26 年度まで延長 【特例措置の内容等】 ○ 土地等の譲渡による所得については、その他の所得と分け、次の税率で課税（分離課税） ＊長期譲渡所得（所有期間 5 年超）の税率：市民税 3%（県民税 2%・所得税 15%） ＊短期譲渡所得（所有期間 5 年以下）の税率：市民税 5.4%（県民税 3.6%・所得税 30%） ○ 優良住宅地の造成や公的土地取得促進のための土地等の譲渡による長期譲渡所得については、所得金額により次の税率を適用 <table border="1" data-bbox="478 739 1356 907"> <thead> <tr> <th rowspan="2">特 例</th> <th rowspan="2">長期譲渡所得金額</th> <th colspan="3">税 率</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,000 万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000 万円超の部分</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> ○ 特例の対象となる土地等の譲渡（主なもの） ① 国又は地方公共団体に対する譲渡 ② 地方道路公社等に対する譲渡で収用の対償に充てられるもの ③ 土地開発公社等住宅の供給等の業務を行うものに対する譲渡で当該業務を行うために必要であると認められるもの ④ 収用交換等による譲渡 【改正内容】 <table border="1" data-bbox="502 1176 837 1276"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>平成 21 年度まで適用</td></tr> </table>  <table border="1" data-bbox="1053 1176 1396 1276"> <tr><td>改 正 案</td></tr> <tr><td>平成 26 年度まで適用</td></tr> </table>	特 例	長期譲渡所得金額	税 率			市民税	県民税	所得税		2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%		2,000 万円超の部分	3%	2%	15%	現 行	平成 21 年度まで適用	改 正 案	平成 26 年度まで適用
	特 例	長期譲渡所得金額			税 率																			
市民税			県民税	所得税																				
	2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%																				
	2,000 万円超の部分	3%	2%	15%																				
現 行																								
平成 21 年度まで適用																								
改 正 案																								
平成 26 年度まで適用																								
2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用対象追加 〔市税条例 附則第 13 条の 3〕	先物取引に係る所得割の特例の適用対象に、カバードワラント [※] の取引が追加されることに伴い、適用対象となる所得に「譲渡所得」を追加 ※株式や通貨等を一定の期日に売買する権利を証券化した金融商品 【特例措置の内容等】 ○ 商品又は金融商品に係る先物取引によって生じた雑所得等については、その他の所得と分け、次の税率で課税（分離課税） ＊ 税率：市民税 3%（県民税 2%・所得税 15%） 【改正内容】 <table border="1" data-bbox="454 1803 821 2004"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>【適用対象となる所得】</td></tr> <tr><td>「雑所得」、「事業所得」</td></tr> </table>  <table border="1" data-bbox="901 1803 1492 2004"> <tr><td>改 正 案</td></tr> <tr><td>【適用対象となる所得を追加】</td></tr> <tr><td>「雑所得」、「事業所得」、「譲渡所得」(追加)</td></tr> </table> 【適用】平成 23 年度から	現 行	【適用対象となる所得】	「雑所得」、「事業所得」	改 正 案	【適用対象となる所得を追加】	「雑所得」、「事業所得」、「譲渡所得」(追加)																	
現 行																								
【適用対象となる所得】																								
「雑所得」、「事業所得」																								
改 正 案																								
【適用対象となる所得を追加】																								
「雑所得」、「事業所得」、「譲渡所得」(追加)																								

税目	主な改正項目	改正案の内容等				
個人市民税	3 上場株式等の 配当所得及び 譲渡所得等に 係る課税の特 例の見直し (一部改正市税条例 附則第5項 附則第6項)	平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る所得割の税率を 1.8% に改正 【特例措置の内容等】 ○ 上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等については、その他の所得と分け、次の税率で課税（分離課税） * 税率：市民税 3%（県民税 2%・所得税 15%） ○ 平成 21 年、22 年中の上場株式等に係る特例として、配当所得が 100 万円以下、譲渡所得等が 500 万円以下の部分に 1.8% の税率を適用				
	税率	所得のあった年 (課税年度)	H21 年 (22 年度)	H22 年 (23 年度)	H23 年～ (24 年度～)	
			【原則】 市民税 3% (県民税 2%・所得税 15%)			
			【特例措置】 ○ 上場株式等の配当所得 (100 万円以下の部分) 市民税 1.8% (県民税 1.2%・所得税 7%) ○ 上場株式等の譲渡所得等 (500 万円以下の部分) 市民税 1.8% (県民税 1.2%・所得税 7%)			市民税 3% (県民税 2% 所得税 15%)
						
		【改正内容】 ○ 平成 21 年から 23 年中までの上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等について、一律 1.8% の税率を適用				
		所得のあった年 (課税年度)	H21 年 (22 年度)	H22 年 (23 年度)	H23 年 (24 年度)	
税率		市民税 1.8% (県民税 1.2% 所得税 7%)			市民税 3% (県民税 2% 所得税 15%)	
		【適用】 平成 22 年度から				

※ その他条文の整備を行います。